

令和元年10月17日

法教育推進協議会教材作成部会委員 磯山 恭子
(静岡大学教育学部教授)

法教育授業実施者 高橋 壮臣・神村 佳佑
(静岡県袋井市立袋井中学校教諭)

法教育授業実践報告書
(中学生向け法教育視聴覚教材「司法」)

1 実施日時 (令和元年)

(1) 第3学年5組

第1時 10月10日(木) 午前10時40分～午前11時30分(第3時限)
第2時 10月11日(金) 午後1時30分～午後2時20分(第5時限)
第3時 10月15日(火) 午前11時40分～午後零時30分(第4時限)
第4時 10月16日(木) 午前11時40分～午後零時30分(第4時限)

(2) 第3学年6組

第1時 10月10日(木) 午前11時40分～午後零時30分(第4時限)
第2時 10月15日(火) 午前10時40分～午前11時30分(第3時限)
第3時 10月16日(水) 午後1時30分～午後2時20分(第5時限)
第4時 10月17日(木) 午前11時40分～午後零時30分(第4時限)

2 実施校等

(1) 実施校

静岡県袋井市立袋井中学校

(2) 学年

第3学年5, 6組

(3) 教科等

社会科「公民的分野」

(4) 指導者

同校教諭 高橋 壮臣・神村 佳佑

3 単元等

(1) 単元 (学習指導要領における位置付け)

「なぜ裁判は必要なのか」(中学校学習指導要領「社会科(公民的分野) C 私たちと政治 (2) 民主政治と政治参加 (ウ) 国民の権利を守り, 社会の秩序を維持するために, 法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。)

(2) 目標

- ・司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを理解している。
(知識及び技能)
- ・資料を手掛かりにして、すべての当事者を対等な地位に置き、公平な第三者が適切な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質について考えている。
(思考力・判断力・表現力等)
- ・紛争解決や民事裁判、刑事裁判、裁判員裁判の事例を手掛かりに、裁判の役割や意義を意欲的に追究している。
(主体的に学習に取り組む態度)

(3) 指導計画

- 第1時・・・「紛争解決」お弁当をめぐる紛争を当事者の立場で解決する活動を通して、より適切な解決方法を追究する。(本時)
- 第2時・・・「民事裁判」交通事故の事例を手掛かりにして、裁判官の立場で判決を出す活動を通して、民事裁判の過程と機能を理解する。(本時)
- 第3時・・・「刑事裁判」傷害事件を事例に、裁判の傍聴者の視点から裁判官の質問が良い質問なのか悪い質問なのかを考えることで公正な裁判の重要性に気付くとともに、民事裁判と比較しながら刑事裁判の過程と機能を理解する。(本時)
- 第4時・・・「裁判員裁判」裁判員として通貨偽造事件の裁判に参加して判決を出す活動を通して、裁判員裁判の意義を考える。(本時)
- 第5時・・・「単元のまとめ」これまで記述してきた「ふりかえり」を手掛かりにして、知識を定着させ自分の学びを振り返る(本時省略)。

4 本時

(1) 第1時

ア 目標

身近な紛争の解決方法に興味を持ちより適切な解決方法を意欲的に追究している。
(主体的に学習に向かう態度)

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	(凡例 教師の指示・発問 ○生徒の予想される答え) 紛争とは何だろう。 ○紛争とは争いのことだ。 ○紛争とは国や地域の争いのことだ。 ○紛争は私たちの身の周りでもたくさん起こっている。	(凡例 ・留意点 ◎支援 ◆評価) ・【別紙1】を配布し、日常生活の中の紛争を記入させる。 ・紛争とは「2人以上の者が利害をめぐって対立している状態」であることを確認する。

<p>展開 (35分)</p>	<p>「2人以上の者が利害をめぐって対立している状態」にはどのようなものがあるのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○兄とTVのチャンネル争いをしたこと。 ○給食のデザートを取り合ったこと。 ○教科係を決めるときにもめたこと。 ○体育大会の練習場所を取り合って他のクラスともめたこと。 <p>(学習課題) 紛争はどのように解決すればよいか</p> <p>春菜と秋穂の立場になりきり、話合いでけんかを解決しよう。</p> <p><春菜></p> <ul style="list-style-type: none"> ○お弁当を持って行ったのはいつものこと。 ○ケガをさせられたのは許せない。 ○突然怒り出した秋穂がおかしい。 ○力づくでかばんを奪い返そうとした秋穂がおかしい。 <p><秋穂></p> <ul style="list-style-type: none"> ○私が作ったお弁当を勝手に持っていくのがおかしい。 ○原因を作ったのは春菜の方だ。 ○家事をいつもやらないのに欲しいものだけ手に入れるのは自分勝手。 <p>解決に向かう話合いをするためのルールをペアで考えワークシート1【別紙3】(冊子教材P102)【】に記入しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○順番に話をする。 ○相手が話をしているときには話をさげざらない。 ○事実を整理しながら話をする。 ○話合いのゴールを先に決めておく。 <p>決めたルールに従って、春菜と秋穂の立場になりきり、話合いでけんかを解決しよう。</p> <p>ルールを決めなかった話合いと、ルールを決めた話合いの違いを考えて発表しよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート1【別紙2】(冊子教材P101)のけんかの事例と2人の主張を読んで紛争の内容を理解させる。 ◎話合いが進まないペアには、相手の言動でおかしいと思うところにアンダーラインを引くように助言することで、主張しやすくする。 ・ けんかが解決しなかった理由を考えさせ、話合いのルール作りにつなげる。 <p>◎ルールが決められないペアには、先ほどの話合いで解決しなかった理由を考えるよう促すことで、ルールを決めやすくする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解決のためのルールについて話し合っているペアには、話合いのためのルール作りであることを強調する。
---------------------	---	--

<p>まとめ (10分)</p>	<p>○ルールを決めなかった時は、お互いの感情がぶつかり合ってけんかになりそうだった。</p> <p>○ルールを決めた時は、お互いの思いを整理して話し合うことができた。</p> <p>○ルールを決めた時は、このけんかの解決策を見つけることができた。</p> <p>身の回りで紛争が起こり、当事者同士で話し合っても解決できなかった時にはどうすればよいのかを考えよう。</p> <p>○他人の意見も聞いて参考にする。</p> <p>○どちらの味方にもならない信用できる人に判断してもらおう。</p> <p>○少し時間を空けてもう一度話し合ってみる。</p> <p>○裁判を起こして解決する。</p> <p>「紛争はどのように解決すればよいのか」を考え、「ふりかえり」に記入してクラスで共有する。</p> <p>○(まとめ)当事者同士がルールを決めて話し合っ解決をする。当事者同士の話し合いで解決できないときには、他の人の意見を聞いたり他の人に話し合いに入ってもらったりして話し合いをする。それでも解決しないときには、裁判を起こして解決する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の意見を受け止めつつ、安易に裁判に任せれば良いのではなく、まずは自分たちで解決することの大切さを確認する。 紛争を放置すると社会秩序の混乱につながりかねないので、国家による紛争解決の手段(民事裁判)が用意されていることを確認し、次時の学習につなげる。 ◆身近な紛争の解決方法に興味を持ちより適切な解決方法を意欲的に追究していたか。(ワークシート・観察)
----------------------	--	--

(2) 第2時

ア 目標

- ・交通事故の事例を手掛かりにして、民事裁判の過程と機能を理解している。

(知識及び技能)

- ・資料を適切に活用して、実際の裁判だったらどのような判決が出されるのかを考えている。

(思考力・判断力・表現力等)

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (10分)	<p>(凡例 教師の指示・発問 ○生徒の予想される答え)</p> <p>動画を視聴して前時の学習を復習しよう。</p>	<p>(凡例 ・留意点 ◎支援 ◆評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動画①導入「紛争解決と民事裁判」【約3分(～3:20)】

<p>展開 (30分)</p>	<p>動画を視聴して、交通事故による紛争を確認しよう。</p> <p>(学習課題)民事裁判とは、どのような裁判なのか。</p> <p>動画を視聴して、「示談(和解)」できず「民事裁判」を起こしたことを確認しよう。</p> <p>XさんとXさんの弁護士、YさんとYさんの弁護士それぞれの立場で、Xさんが追い詰めることができるかもしれない証拠と、Yさんが有利になるかもしれない証拠を見つけて分類しよう。</p> <p><Yさんが有利になるかもしれない証拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ○対向車線から大型ダンプカーがセンターラインをはみ出しそうになった。 ○対向車を避けようとしたのでXさんに気付くのが遅れた。 ○Xさんが横断歩道を渡っていなかった。 ○30メートル先には横断歩道があった。 <p><Xさんが追い詰めることができるかもしれない証拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ○近くに横断歩道がなかったから、道を横切った。 ○Yさんは制限速度30キロメートルオーバーしていた。 ○治療費60万円だった。 ○ケガさえしなければ90万円もらえるはずだった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動画②問題提起1民事裁判の例(事例紹介)【約5分(3:20～8:36)】 ・動画を視聴しながらワークシート2【別紙4】(冊子教材P103)中の文章をチェックするように指示する。 ・動画③問題提起「民事裁判の例(問題提起)」【約2分30秒(8:36～10:17)】 ・交通事故が原因で、紛争が起こることを示し、その解決のためには当事者同士で話し合っ解決する「示談(和解)」と、民事裁判による解決があることを示す。ただし交通事故の場合は、「示談(和解)」は、成立した後にトラブルになることも少なくないため、民事裁判による解決が望ましいことを確認する。 ・民事裁判になると「法に基づく解決」を行うことを示し、ワークシート2【別紙4】(冊子教材P103)の民法709条を確認する。生徒には、アンダーラインを引くように指示する。 ・ワークシート【別紙5】のマトリクス表にまとめる。 ◎分類ができない生徒には、ワークシート2【別紙6】(冊子教材P104)の中で、Xさんの立場で主張できるところには赤でアンダーラインを引き、Yさんの立場で主張できるところ緑でアンダーラインを引くことで、視覚的に両者の主張を理解できるようにする。
---------------------	--	--

<p>まとめ (10分)</p>	<p>動画を視聴して、XさんとXさんの弁護士、YさんとYさんの弁護士それぞれの立場で、今回の交通事故について主張できることを確認しよう。</p> <p>裁判官の立場で、Yさんに対してXさんにいくら払う判決を下すのかを考え、金額とその理由をワークシートに記入しよう。</p> <p>実際の裁判だったらどのような判決が出るのかをワークシートで確認しよう。</p> <p>「民事裁判とは、どのような裁判なのか」を考え、「ふりかえり」に記入して発表しよう。</p> <p>○(まとめ)当事者同士の話し合いでも解決できないような難しい紛争を、法に基づいて解決するのが裁判である。裁判官が、訴えた原告と、訴えられた被告の主張をよく聞いて、公正な立場で判決を下してお金による支払いを命じて、紛争を解決する。</p> <p>ワークシート2【別紙7】(冊子教材P105)で、民事裁判の内容を確認しよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動画④解説1「民事裁判の例(解説)」【約2分30秒(10:17~12:41)】 ・ 民事裁判では、当事者双方が自分の主張を裏付ける証拠を集めること、裁判官は当事者の主張を聞き、当事者が提出した証拠に基づいて判断することを確認する。 ・ 裁判官が公正な第三者として、XさんとYさんの主張を聞き、この主張を総合的に考慮して、法に当てはめて結論を出すことを確認する。 ◆資料を適切に活用して、実際の裁判だったらどのような判決が出されるのかを考えることができたか。(ワークシート) ・ 民事裁判では、損害の賠償(金銭の支払い)という形で紛争解決策を示すことを確認する。 ・ 動画⑤解説2-1「民事責任・刑事責任・行政責任」【約2分(12:41~14:47)】 ・ ワークシート【別紙5】で実際の判決を確認する。その際、証拠や状況などによって判決が変わる可能性があることも示す。 ◎民事裁判について記述できない生徒には、民事裁判の「目的」「始まり」「関わる人物」「結果」を視点に学習内容を振り返ることで、まとめやすくする。 ・ 今回の事例では、交通事故を起こしたYさんは、Xさんに与えた損害を賠償するという民事責任、刑罰を受けるという刑事責任、交通違反による原点を受ける行政責任の3つの責任が生じることを確認する。 ◆交通事故の事例を手掛かりにして、民事裁判の過程と機能を理解することができたか。(ふりかえり・ワークシート)
----------------------	--	--

(3) 第3時

ア 目標

- ・電車における傷害事件を手掛かりにして、民事裁判と比較しながら、刑事裁判の過程と機能を理解している。(知識及び技能)
- ・刑事裁判を傍聴している立場から裁判官が行った質問を良い質問と悪い質問に分類することで公正な裁判の重要性に気付いている。

(思考力・判断力・表現力等)

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	(凡例 教師の指示・発問 ○生徒の予想される答え) ワークシート3【別紙8】(冊子教材P106)を見て、前時の交通事故の事例と今回の傷害事件との違いを考えよう。 ○Yさんはわざとやっている。 ○Yさんが暴力を振るっている。 ○加害者のYさんが逃げている。	(凡例 ・留意点 ◎支援 ◆評価) ・民事裁判と比較しながら刑事裁判を学ぶ意識付けをする。
展開 (35分)	(学習課題)民事裁判と刑事裁判の違いは何か。 ワークシート4【別紙9】(冊子教材P107)の裁判に関わる立場と役割を写真の人物と結びつけて確認しよう。 ○裁判官…双方の言い分を聞き、判決を下す。 ○検察官…犯罪を立証し、刑の言い渡しを求める。 ○被告人…自分が犯人として行ったと疑われている。 ○弁護士…被告人の言い分を裁判官に伝え、被告人を弁護する。 刑事裁判を傍聴している立場から、裁判官が行った質問を良い質問と悪い質問に分類しよう。【別紙10】 <良い質問> ②Xさんが言った「痛いよ、気を付けて」は、どのような言い方でしたか。 ③Xさんが、Yさんに突き飛ばされたとき、手には何か持っていましたか。	・動画⑦解説2-3「刑事裁判に関わる人々」 ・まずは自分たちで考えさせる。【約1分30秒(17:40~19:11)】 ・民事裁判では被害を受けた当事者が訴えを起すが、刑事裁判では検察官が起訴するなど民事裁判との違いに着目させながら説明する。 ・裁判の中で話をした内容も証拠になることを確認する。 ◎質問を分類することができない生徒には、公正を視点にして分類するよう助言することで、分類の基準を設けて分類しやすくする。

<p>⑦突き飛ばされてケガをした X さんは、どのように感じましたか。</p> <p>⑩Y さんは、どうして X さんを突き飛ばしたのですか</p> <p>⑪Y さんは、どうして逃げたのですか。</p> <p><悪い質問></p> <p>①X さんが、Y さんを注意しなければ今回のトラブルは起こらなかったと思いませんか。</p> <p>④Y さんは、X さんの足をわざと踏んだわけではないのに注意されて腹が立ったんですね。</p> <p>⑤突き飛ばすことはひどいことなので、法律にはありませんが Y さんは電車に乗ることを禁止したいと思いますがよいですか。</p> <p>⑥Y さんは、どうして X さんをケガさせようとしたのですか。</p> <p>⑧Y さんは、逮捕されることが怖くなって逃げたんですね。</p> <p>⑨Y さんは、電車に乗るのが好きですか。</p> <p>良い質問と悪い質問に分類をした理由を話し合い、その結果を発表しよう。</p> <p>○良い質問は、どちらにも有利にならない質問。</p> <p>○良い質問は、被告人と被害者の思いや考えを確認する質問。</p> <p>○良い質問は、事実を確認する質問（正確な事実確認のための質問）。</p> <p>○悪い質問は、被告人の考えを誘導する質問。</p> <p>○悪い質問は、被告人が悪いことを決めつけている質問。</p> <p>○悪い質問は、事実に関係ない質問。</p> <p>もし、納得できない判決が出たら、どうしたいのかを考えよう。</p> <p>○もう一度裁判をやり直したい。</p> <p>○もう一度証拠を集め直して裁判をやりたい。</p> <p>○もう一度違う裁判官に判決を出して</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正に関する発言があったら、「どこが公正なのか」「なぜ公正と考えられるのか」を問いかけることで、公正に対する考えを深められるようにする。 ・ 公正に関する発言がなかったら、手続や機会、結果などの公正さに結びつける。 ◆ 刑事裁判を傍聴している立場から裁判官が行った質問を良い質問と悪い質問に分類することで公正な裁判の重要性に気付いているか。（ワークシート・発言） ・ 動画⑥解説 2-2「刑事裁判と民事裁判の違い」【約2分30秒(15:00～17:39)】 ・ 動画を使って刑事裁判の流れを確認する。 ・ 資料1【別紙11】(冊子教材P110)を
--	--

<p>まとめ (10分)</p>	<p>もらいたい。 ○裁判官を訴える。</p> <p>「民事裁判と刑事裁判の違いは何か」をまとめて「ふりかえり」に記入しよう。</p> <p>○(まとめ)刑事裁判は、検察官が被疑者(罪を犯したと疑われる人)を被告人として裁判に訴えることで始まる。証拠を基にして有罪か無罪かを判断し、法律を基にして罰を決める。人々が安心して暮らせる社会を維持するためにある。</p>	<p>手掛かりに、人権を守り公正な裁判が行われるために三審制がとられていることを確認する。</p> <p>・「裁判官を訴える」という意見が出たら、司法権の独立について説明する。</p> <p>◆電車における傷害事件を手掛かりにして、民事裁判と比較しながら、刑事裁判の過程と機能を理解することができたか。(ふりかえり)</p>
----------------------	--	--

(4) 第4時

ア 目標

- ・通貨の偽造事件を手掛かりにして、裁判員が裁判に参加する意義を考えている。

(思考力・判断力・表現力等)

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
<p>導入 (5分)</p>	<p>(凡例 教師の指示・発問 ○生徒の予想される答え)</p> <p>あなたは、裁判官になってみたいですか、なりたくないですか。</p> <p>○判決をだしてみたいからなってみよう。</p> <p>○正義のために悪者を裁いてみたいからなってみよう。</p> <p>○人を裁くなんて自分にできないからなりたくない。</p> <p>(学習課題)なぜ、自分たちと関係のない裁判に私たちが参加するのか。</p>	<p>(凡例 ・留意点 ◎支援 ◆評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判員呼び出し状を提示し、誰もが裁判員に選ばれて刑事裁判に参加して審理・評議・判決を行う可能性があることを確認する。 ・裁判員裁判の写真を示し、裁判員として裁判に参加している様子を確認する。
<p>展開 (30分)</p>	<p>裁判員裁判の仕組みを確認しよう。</p> <p>裁判員裁判の事例から、共通点を見つけよう。</p> <p>○被害を与えた人とあった人がいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2【別紙13】(冊子教材P111)を使って裁判員裁判に参加する人物や役割を確認する。 ・資料3【別紙14】(冊子教材P112)を使って裁判員裁判の共通点を見つけることで、裁判員裁判の特徴をつ

<p>○「被告人」という言葉が使われている。</p> <p>○事件や違反を扱っている。</p> <p>○重い犯罪を扱っている。</p> <p>裁判員裁判の事例について、証拠(事実)を手掛かりにして被告人が偽札を使う目的でつくり、偽札と知っていたかを考えよう。</p> <p>○偽札を使う目的で作った <そうだと思わせる(被告人に不利な)証拠> A D</p> <p><そうではなかったと思わせる(被告人に有利な)証拠> B C E</p> <p>○偽札と知っていて使った <そうだと思わせる(被告人に不利な)証拠> F I J</p> <p><そうではなかったと思わせる(被告人に有利な)証拠> G H</p> <p>刑法第148条を手掛かりにして、今回の事例がどのような判決になるのかを予想しよう。</p> <p>○被告人にとって不利な証拠が多いから有罪になって、3年以上の刑になると思う。</p> <p>○偽札と知っていて使ったと思わせる決定的な証拠がないから無罪で、刑罰はない。</p> <p>○偽札と知らずにうっかり使ってしまった証拠が多いから無罪で、刑罰</p>	<p>かませる。</p> <p>◎共通点が見つけられない生徒には、ワークシート中の共通する語句を見つけるよう助言することで、裁判員裁判の共通点を見つけられるようにする。</p> <p>・資料4及びワークシート7【別紙15】(冊子教材P113～115)を使って証拠の分類をすることで、裁判員裁判の事例を理解する。</p> <p>◎分類が進まない生徒には、まず「偽札を使う目的で作った」、「偽札と知っていて使った」を視点に分け、その後「そうだと思わせる証拠と「なるか」、「ならないか」を視点に分けるよう助言することで、分類に取り掛かれるようにする。</p> <p>・左記証拠(事実)についての考え方に関しては、後述の(6)参考:証拠(事実)についての考え方を参照する。</p> <p>・資料4【別紙15】(冊子教材P114)の刑法第148条を示し、判決の参考にさせる。</p> <p>・証拠を挙げながら有罪か無罪かを説明するように指示を出す。有罪であれば量刑について考えさせる。</p> <p>◆裁判員裁判の事例について判決を出す際に、刑法第148条を根拠にすることができたか。(ワークシート)</p>
--	---

<p>まとめ (15分)</p>	<p>はない。</p> <p>「なぜ、自分たちと関係のない裁判に私たちが参加するのか」をまとめて「ふりかえり」に記入しよう。</p> <p>○(まとめ)私たちが裁判を身近に感じるため。</p> <p>○私たち一般の人の感覚を大事にするため。</p> <p>○色々な経験をしていたり知識をもっていたりすることで、色々な視点で証拠を検討するため。</p> <p>○より公正な裁判をおこなうため。</p> <p>動画を視聴して、裁判員裁判の目的と裁判員としての心構えを確認しよう。</p>	<p>◎考えが思い浮かばない生徒には、法律や裁判のプロだけで行う裁判のデメリットを考えるよう助言することで、私たちが裁判に参加することの利点や意義を考えやすくする。</p> <p>◎生徒の多くがまとめられない場合には、動画⑧解説3「裁判員制度」【約2分(19:12～)】を流すことで、まとめるための手掛かりとする。</p> <p>◆通貨の偽造事件を手掛かりにして、裁判員が裁判に参加する意義を考えたことができたか。(ふりかえり)</p> <p>・動画⑧解説3「裁判員制度」【約2分(19:12～)】</p> <p>・動画を使って裁判員裁判の目的と裁判員としての心構えを確認する。</p>
----------------------	---	---

(5) 実践報告 (成果と課題など)

ア 指導案作成者及び授業者の感想

【单元全体に関すること】

- ・单元を貫く課題として「なぜ裁判は必要なのか」を設定することで、各時の学習を結びつけることができます。
- ・各時に「目標」、「学習課題」、「評価」を設定することで、指導と評価を一体化させることができます。
- ・各時に設定されている作業や活動において「◎支援」を準備することで、予想される生徒のつまずきに対応することができます。
- ・本教材の動画は、2つの視点で活用すると効果的です。1つ目は、主として授業の前半に用いて、事例の概要や法的な知識及び概念をつかませます。2つ目は、主に授業の後半に用いて、学習内容を確認したり授業のまとめをする際の手掛かりとします。
- ・民事裁判や刑事裁判を体験的に学ぶ際は、法を根拠に話し合ったり判決を出したりすることが大切です。そのため、民法第709条や刑法第148条など、授業の中で取り扱う法は、黒板に掲示して常に見ることができる状態を作っておくことが必要です。

【第1時に関すること】

- ・生徒にとって「紛争」は、身近なものではなく、「国際紛争」、「地域紛争」、「民族紛争」など、自分とは遠いものとして捉えがちです。そのため、授業ではまず「紛争」を生徒の身近にすることが必要です。
- ・生徒の多くは、「裁判＝人を裁く」というイメージを持ち、自分とは遠いものとして捉えています。そのため、裁判には紛争を解決(調停)する役割もあることに気付かせることで、生徒は裁判が身近にある紛争を解決するための手段の1つで

あることを知り、自分とのつながりの中で裁判を考えられるようになります。

【第2時に関すること】

- ・ワークシートの登場人物と、動画の登場人物の名前が異なるので、「Xさん＝川村さん」、「Yさん＝山野さん」というカードを掲示して視覚的に理解させることで、紛争の内容がつかみやすくなります。
- ・活動や思考をしたあとには、結果を知りたくなります。判決の事例を活動の最後に示すことで、自分の活動や思考が価値付けられて次の学習への意欲につながります。また、活動や思考への意味を見いだすことができ、次の活動への意欲付けになります。

【第3時に関すること】

- ・民事裁判と刑事裁判を比較する場合は、「裁判の目的」、「始まり方」、「裁判に関わる人物」、「判決」など、比較の視点を示すこととで比較しやすくなります。
- ・刑事裁判の学習では「刑事裁判の過程と結果を理解する」、「公正な裁判を行うために必要なことを考える」ことはいずれも大切な視点です。生徒の実態に合わせて、どちらかを強調して授業を展開した方が生徒にとって分かりやすい授業展開になります。
- ・生徒のつぶやきや発言を、公正に関連付けながら授業を展開することで、考える際の基準となり、作業や活動がしやすくなります。

【第4時に関すること】

- ・裁判員裁判の学習では「裁判員裁判の意義を理解する」、「裁判員としての心がけを考える」ことはいずれも大切な視点です。しかし、生徒の実態に合わせて、どちらかを強調して授業を展開した方が生徒にとって分かりやすい授業展開になります。
- ・生徒にとって「推定無罪」という近代法の基本原則は理解しにくく、生徒だけの活動ではこの原則を導き出せず、疑わしいことが罪であると考えがちです。また、生徒は、証拠の内容や意味が把握できず判断が難しい時点で、証拠が疑わしいから罪ではないと考えがちです。そのため、授業を展開する中で「推定無罪」の考え方を身近な例であらかじめ示すことで、話し合いが活発になり、生徒の思考が深まります。

【単元のまとめ（第5時）に関すること】

- ・単元のまとめとして、これまでに活用したワークシートや各授業後に記述した「ふりかえり」を手掛かりにして、司法に関する知識を確認したり学んだことを振り返る場面と機会を設定したりすることで、学習内容が定着します。

イ 「ふりかえり」から見る本単元の成果と課題

ここでは、毎授業後に生徒が記述した「ふりかえり」を手掛かりにして、生徒の裁判に関する認識の変化をみることで、本単元の成果と課題を明らかにしたい。「ふりかえり」には、毎授業後に「なぜ、裁判は必要なのか」という同じ課題について自分の考えや思いを記述させた。資料1は、生徒S1～S27の記述をまとめたものである。各授業の記述を縦軸として、記述の変化を横軸として、それぞれを分析する。

まずは、縦軸として各授業の記述から、生徒の裁判に関する認識を見ていくことに

する。

第1時では、調停を行うための「仲介役」や「第三者」としての役割や、「トラブル」及び「紛争」を「解決」するという社会的機能から、裁判を捉えた記述が多く見られた。このような記述は、資料1【別紙16】中の赤文字で示したように、21名の生徒の記述に見られた。第2時では、第1時で見られたような紛争の解決に加えて、当事者それぞれの「主張」を整理して「責任」の有無や「損害」と「賠償」の程度を「判断」という社会的機能から、裁判を捉えた記述が多く見られた。このような記述は、資料1の青文字で示したように、10名の生徒の記述に見られた。第3時では、「有罪か無罪かを決め」て、「有罪」の場合は「量刑」を判断する社会的機能から、裁判を捉えた記述が多く見られた。このような記述は、資料1の緑文字で示したように、12名の生徒の記述に見られた。第4時では、裁判員裁判の意義に関する記述と、秩序の維持及び匡正的正義に関する記述が多く見られた。裁判の意義に関する記述は、資料1の黄文字で示したように18名が、秩序の維持及び匡正的正義に関する記述は、資料1中の斜体で示すように3名の生徒の記述に見られた。単元のまとめでは、第1時から第4時に見られたように、裁判の社会的機能や裁判員裁判の意義、秩序の維持及び匡正的正義に関する記述が見られた。

次に、横軸として、生徒の記述の変化から、本單元における各生徒の学びを見ていくことにする。記述には「公正」というキーワードが多く見られた。そこで、「公正」というキーワードに着目して記述の変化を分析する。

「公正」には、「手続の公正」、「機会の公正」、「結果の公正」がある。生徒の記述をこれらに当てはめて切り分けることは容易ではないが、今回は「法に基づいて」、「第三者から判断」、「公正に判断」など、裁判のプロセスに対する公正さの記述は「手続の公正」とした。「お互いの言い分を聞く」、「お互いの意見をまとめ」など、お互いの主張を伝える機会に対する公正さの記述は「機会の公正」とした。「納得できる判決」、「公正な判断」など、出された判決に対する公正さの記述は「結果の公正」とした。これらの視点を基にして、「公正」というキーワードがあった記述だけを抜き出したものが、資料2【別紙17】である。資料2を手掛かりにして「公正」について記述した各時の人数を集計したものが、表1である。

表1 「公正」について記述した各時の人数

	第1時	第2時	第3時	第4時	単元のまとめ
記述した人数	3	5	4	9	16

表1を見ると、「ふりかえり」の中で「公正」に関する記述をした生徒は、第1時では3人、第2時では5人、第3時では4人、第4時では9人、単元のまとめでは16人であった。第3時は例外としても、授業が進むにつれて、「公正」に関する記述が増える傾向にあることから、生徒は「公正」を視点を裁判を捉えるようになっていったと言える。

表2は、「ふりかえり」における生徒の「公正」に関する記述を、「手続の公正」、「機会の公正」、「結果の公正」の3つに分類してまとめたものである。

表2 「公正」に関する記述の分類

	第1時	第2時	第3時	第4時	単元のまとめ
手続の公正	3	5	4	6	9
機会の公正	0	0	2	1	4
結果の公正	0	0	1	3	5

※1人の生徒が公正について重ねて記述している場合はそれぞれ1人としてカウントした。

表2を見ると、第1・2時では「手続の公正」について記述した生徒のみであった。第3時では、「手続の公正」に加えて「機会の公正」について触れる記述をする生徒が見られるようになった。第4時と単元のまとめでは、「手続の公正」、「機会の公正」、「結果の公正」について記述する生徒が見られるようになった。特に顕著だったのが、S14である。S14は、第1時では「公正」の視点で記述していなかったが、第2時では「手続の公正」の視点から、第3時では「手続の公正」と「結果の公正」視点から、第4・5時では「結果の公正」の視点から裁判の社会的機能について記述していた。さらに、S14は、「裁判は司法の主な権力として成り立っているのだと思いました」と、司法を権力の1つとして認識することができた。これらのことから、本単元を通して生徒は、「公正」の概念を獲得し、これに対する認識を広げたり深めたりすることができたと言えよう。

このように、本単元は、裁判の社会的機能や裁判員裁判の意義、秩序の維持及び匡正的正義について学ぶとともに、「公正」という概念の獲得と認識の深まりを期待できることが明らかとなった。これは、本単元の成果とすることができる。

本単元の課題は、「ふりかえり」の中に「被告人と原告人」、「警察が、どれだけ罪を受け渡すか決める」、「裁判は被告をさばけなければならない」など、民事裁判と刑事裁判に関する仕組みや語句が整理しきれていない記述が見られたことである。そのため、学習内容を確認したり整理したりする場と機会の設定が必要であると考えられる。

(6) 参考：証拠（事実）についての考え方

○偽札を使う目的で作った

〈被告人に不利な証拠（事実）〉

- Aの事情からは、実際にお店で使われた偽札を作って使ったのが被告人であるということが推測されるため、被告人が、偽札を使う目的で作ったと思わせる事情といえる（なお、Aの事情は、「偽札と知っていて使った」ことについての被告人に不利な事情にもなりうる）。
- Dの事情からは、使われた偽札が本物のお札に似せた形状で作られていることがわかるため、この偽札を作った人（被告人）が、実際に使う目的で作ったと思わせる事情といえる。

〈被告人に有利な証拠（事実）〉

- Bの事情につき、偽札を作るのに使った道具を隠したり捨てたりせずに持っていたと評価した場合、被告人が、偽札を使う目的で作ったのではないと思わせる

事情（被告人に有利な事情）といえる。

もっとも、この証拠につき、偽札を作るための道具を被告人が持っていたと評価した場合、被告人が「偽札を作った」ことの裏付けとなるという意味で「被告人に不利な事情」と評価することもできる。

- Cの事情につき、「よく観察すると、本物とは色が少し違っていて、本物と並べて見ると、偽物かもしれないと疑うことができるような外観」であった点に着目し、偽札としての完成度が低いと評価した場合、被告人が、偽札を使う目的で作ったのではないと思わせる事情（被告人に有利な事情）といえる。もっとも、「一見すると本物ととてもよく似ている」という点に着目し、被告人に不利な事情と評価することもできる。
- Eの事情は、被告人が、興味本位で偽札を作ったと思わせる事情であるといえ、被告人に有利な事情と評価することができる。

○偽札と知っていて使った

〈被告人に不利な証拠（事実）〉

- Fの事情からは、お店で使われた偽札を使ったのが被告人であるということが推測されるため、被告人が、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に不利な事情となりうる（その場合、Fの事情は、「偽札を使う目的で作った」ことについての被告人に不利な事情にもなりうる）。
- Iの事情からは、お店で使われた偽札を使った犯人が被告人であるということが推測されるため、被告人が、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に不利な事情となる（その場合、Iの事情は、「偽札を使う目的で作った」ことについての被告人に不利な事情にもなりうる）。
- Jの事情からは、偽札を使った犯人が、偽札であることを知っていたことが推測されるため、(別証拠などによって偽札を使った犯人が被告人であると認められた場合)、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に不利な事情となる（その場合、Jの事情は、「偽札を使う目的で作った」ことについての被告人に不利な事情にもなりうる）。

〈被告人に有利な証拠（事実）〉

- Gの事情につき、「被告人が偽札と分かって偽札を使ったのであれば、それと同じ日、同じ店で、自分のポイントカードを使用するはずがない」と評価すれば、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に有利な事情と評価しうる。
もっとも、「被告人は、犯人が偽札を使用したのと同じ日に同じ店で買い物をしており、犯人と重なる行動をとっている」と評価すれば、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に不利な事情とも評価しうる。
- Hの事情は、被告人が、偽札が使われた際に、自宅にいたと思わせる事情であるといえ、被告人に有利な事情と評価することができる。

(7) 参考資料（使用教材・資料，授業の様子・板書など）

ア 配布資料（第1時）

別紙1ないし別紙3のとおり。

イ 配布資料（第2時）

別紙4ないし別紙7のとおり。

ウ 配布資料（第3時）

別紙8ないし別紙11のとおり。

エ 配布資料（第4時）

別紙12ないし別紙15のとおり。

オ 上記4(5)イ記載の資料1及び資料2

別紙16及び別紙17のとおり。

5 参考：新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領

社会科「公民的分野」

C 私たちと政治

(2) 民主政治と政治参加

対立と合意，効率と公正，個人の尊重と法の支配，民主主義などに着目して，議題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ウ) 国民の権利を守り，社会の秩序を維持するために，法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。

3年()組()番 氏名

友達同士のけんか

春菜、秋穂は四季中学校の3年生です。
春菜と秋穂は、四季中学校の寮で一緒に生活していますが、最近けんかする機会が増えてきました。



春菜



秋穂

四季中学校の寮では、掃除、洗濯、炊事などの家事は皆で協力してやることになっていましたが、春菜は炊事をさぼってばかりいて、いつも春菜の食事まで作って、まじめに家事をやっている秋穂は怒っていました。そんなある日のことでした。春菜と秋穂は、学校の遠足に行くことになりました。



そこで、当日、秋穂は、朝早く起きてお弁当を一生懸命作りました。お弁当を寮の台所に置いたまま、遠足の準備をするために、自分の部屋に行きました。しばらくして台所に戻ってきたところ、なんと、遠足に持っていくお弁当が、台所の机の上から

無くなっていました。春菜がそのお弁当を持っていったのです。

秋穂は、急いで春菜を追いかけました。秋穂は、通学路の途中でやっと春菜に追いつき、春菜の腕をつかんで、「私のお弁当を返してよ!」と叫びました。

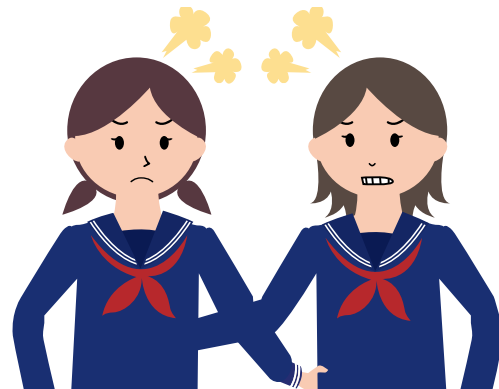


ところが、春菜は、「あれは私のお弁当でしょ?いつも秋穂は私の分も料理を作ってくれるじゃない。どうして今日だけ自分のお弁当なんて言い張るの?お弁当がなければ困るから返さない。」と言いました。

秋穂は、「とにかくお弁当を返してよ。」と言いましたが、春菜は、返す素振りを全く見せないで、ついに秋穂は春菜の持っていたカバンを力づくで奪い取りました。

春菜も負けじと秋穂からカバンを奪い返そうとしたので、自分のお弁当をどうしても取り返したかった秋穂は、思わず春菜を振り払ってしまいました。

すると、春菜は転んでしまい、手足をすりむいてしまいました。



友達同士のけんか

1 二人の主張

春菜



お弁当を持っていったのはいつものことだし、ケガをさせられたのだから秋穂のことは許せない。

秋穂



どう考えても私のお弁当を勝手に持っていくのがおかしいし、それが原因でケガをしたんだから悪いのは春菜でしょ。

2 話し合いのルール

Blank area for writing rules for discussion, featuring horizontal dashed lines.

